7. 市街地開発事業

市街地開発事業とは、計画的な市街地形成を図るため、公共施設の整備とともに宅地の利用増進、建築物の整備を一体的かつ総合的に進める面的整備事業です。

主な事業は土地区画整理事業や市街地再開発事業などがありますが、本市では、土地区画整理事業を行っています。

土地区画整理事業

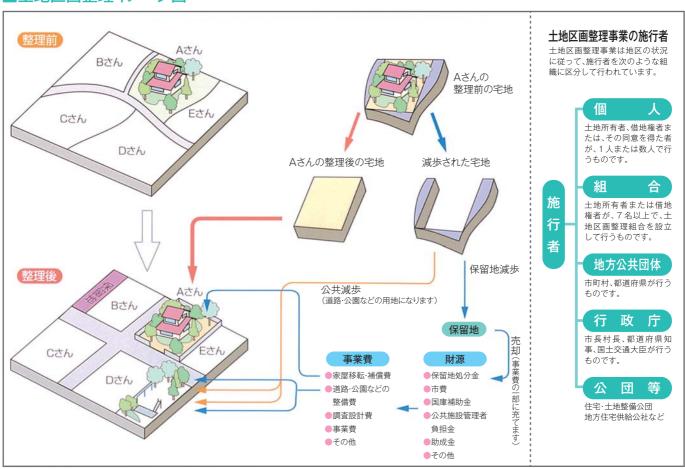
土地区画整理事業は道路、公園、下水道などの公共施設の整備、改善や宅地の利用促進を図るため土地の区画形質の変更及び公共施設の新設、変更を行い、良好な市街地をつくりあげる重要なまちづくり事業です。

本市では、現在4地区が事業完了しており、これらを合わせると、88.4haで用途地域面積の約12.6%になっています。

■土地区画整理事業一覧

番号 事業名	施行者	施行面積(ha)	事業費(百万円)	計画決定年月日	事業認可年月日	換地処分	施行年度
①矢板駅東	市	28.8 (28.7)	2,748	\$52.3.4	\$53.5.26	H 5.11.19	S53~H5
②矢板駅東第二	市	29.6 (29.8)	8,080	\$63.4.8	H 2.1.29	H19.10.12	H元~H19
③鹿島町	市	2.9 (2.9)	1,570	H元.2.4	H4.1.17	H14.9.3	H3~H14
④木幡	市	27.1 (26.5)	2,720	H9.4.8	H10.11.4	H28.3.4	H10~H27
合計		88.4 (87.9)	15,118				

■土地区画整理イメージ図



■木幡地区





